

本県議会における対応（案）

長期欠席議員に対する報酬等の支給の見直しについては、次のとおりとすることとする。

1 欠席の期間

一の定例会中の会議等をすべて欠席した場合を「長期欠席」とする。

（第3回定例会にあつては、前半（開会日から10月中旬の採決日まで）と後半（10月中旬の採決日の翌日から閉会日まで）に分けるものとする。）

2 欠席の対象とする会議

本会議、委員会

3 減額率

役務の提供がないため、不支給とする。

4 適用除外

長期欠席が次に掲げる事由による場合は適用除外とする。

- ① 公務上の災害又は通勤による災害
- ② 感染症の患者又は無症状病原体保有者であること
- ③ 出産
- ④ 病院又は診療所への入院及び退院後の療養であつて、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの

5 減額する月

長期欠席した定例会の閉会日の属する月の翌月以降に支給する議員報酬を減額する。会議に出席した場合は、出席した日の属する月以降の議員報酬から支給する。

6 期末手当への反映

議員報酬の不支給分は算定から除外する。

（例）令和4年第3回定例会において、9月7日（開会日）～11月30日（代表質問初日）の本会議及び委員会をすべて欠席し、12月1日の本会議（代表質問2日目）から出席した場合

→第3回定例会前半（開会日から10月中旬の採決日まで）の本会議及び委員会のすべてを欠席しているため長期欠席に該当

- ・議員報酬 11月支給分の報酬は不支給、12月支給分の報酬は支給となる。
- ・期末手当の支給率 6月分（100分の215）×6分の5
- ・期末手当の額（減額前）報酬月額970,000円×120/100×215/100×6/6月

$$=2,502,600円 \quad (A)$$

同（減額後）報酬月額970,000円×120/100×215/100×5/6月

$$=2,085,500円 \quad (B)$$

$$(A) - (B) = 417,100円 \quad (\text{期末手当の減額分})$$